

第64回新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議
(新型インフルエンザ等対策本部会議) 議事録

日時：令和4年3月4日(金) 18:13~18:44

場所：第三応接室

○坂本危機管理局次長

ただいまから、第64回新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議を開催いたします。本日の手話通訳者は、障害福祉課 山上美紀さんです。

はじめに、危機対策本部の対応状況につきまして、統括調整部より説明いたします。

○橋本統括調整部長

それでは資料1を御覧ください。本日の危機対策本部会議の開催趣旨ですが、本県のまん延防止等重点措置の期間が延長となること等に伴う新型コロナウイルス感染症に関する青森県対応方針の変更等となっております。

発生状況については、後ほど健康福祉部から説明がございます。

各部の対応状況は2ページからとなっており、変更・追加等についてはアンダーラインを付しておりますが、前回の本部会議等で変更・決定となった内容等が反映されております。

後ほど御確認いただければと思います。

この資料の説明については以上です。

○坂本危機管理局次長

感染の状況等につきまして、健康福祉部より説明いたします。

○奈須下健康福祉部長

それでは資料2、資料3に基づきまして、県内の感染の状況について御説明いたします。

まず、資料2ですが、本日16時30分現在、これまでに判明した感染者数は22,981名となっております。現在入院中の患者が203名、宿泊療養者116名、自宅療養者2,267名となっております。

次のページをお開きください。入院患者のうち、重症者は3名、中等症44名となっております。

次に、資料3に基づきまして、感染の状況を御説明いたします。

まず、スライド2の資料ですが、まん延防止等重点措置終了の基準として国が示した指標について、現在の県内の状況を当てはめてみたものです。1週間当たりの新規陽性者数ですが、今週の2,992名は、前週比1.177となっております。2月中旬のピークの頃よりは減少しておりますものの、2月下旬以降はほぼ横ばいで推移しております。次に、病床使用率です。3月3日現在で49.5パーセントとなっております。前週比0.985となりますが、50パーセントを境に上下している状況にあります。なお、重症病床使用率は、これまでずっと20パーセントを下回って推移しております。自宅療養者数と療養等調整者数の合計ですが、3月3日現在で3,321名、これも前週比1.115と微増となっております。この数字につきましても、2月上旬のピーク時よりは減少しておりますものの、2月下旬以降はほぼ横ばいで推移しております。

ページをお開きください。スライド3ですが、人口10万人当たりの1週間の新規陽性者数になります。県全体では前週比1.177と、前週より若干増加しております。

次に、スライド4になります。これまでの感染拡大期と、今回のオミクロン株を中心とする拡大期等の感染状況を比較したのになります。

次に、スライド5を御覧ください。市町村別の1週間当たりの新規陽性者数についてです。色分けしておりますが、紫でお示ししております青森市、弘前市、八戸市が1週間当たりの

新規陽性者数500人以上となっております。

下のスライド6のグラフになります。1週間当たりの新規陽性者数の推移を、県全体と、まん延防止等重点措置の適用がされております弘前市とを比較したものになります。弘前市の1週間の新規陽性者数は、1月30日をピークとして若干下がっておりますが、2月中旬以降はほぼ横ばいの状態が続いております。

次に、スライド7になります。1週間当たりの新規陽性者のうち、高齢者の数と、高齢者の占める割合のグラフになります。2月中旬以降、高止まりの状態が続いております。感染者数の増とともに、高齢者の割合が高いままの状態が続いております。

次に、スライド8になります。新規陽性者数の年齢階級別割合の日別推移になります。一番左端の1月中旬の時点では、20代が圧倒的に多かったものが、徐々に10代、10歳未満の者、あるいは高齢者というふうに、幅広い年齢層に広がっております。

次のページの上、スライド9のグラフになります。これは同じ新規陽性者数の年齢階級別割合（弘前保健所管内）の状況になります。1月の中旬は、やはり20代が圧倒的に多かったものが、徐々に10代、10歳未満、それから高齢者といった形で、各年代層に感染者が分散してきております。

それから、病床使用率の推移のグラフになります。これも2月中旬以降、50パーセントを下回ったり上回ったりといったところで、高い状態が続いております。

次のページをお開きください。自宅療養者数と療養等調整者数の合計です。2月上旬をピークといたしまして、2月中旬以降、若干ピーク時よりは下回っておりますものの、引き続き高い状態が続いております。

次に、下の表になりますが、療養状況をまん延防止等重点措置の運用開始時から現在まで比較した3つの表を掲げております。まず、スライド12については、1月27日（まん延防止等重点措置の適用開始時）の療養者の状況になります。この時点では、重症者が0、中等症が10、自宅療養者が769、入院等調整者数が973となっておりますが、次のページの上のスライド13、2月21日（まん延防止等重点措置の延長開始時）では、入院者数のうち、重症者が4、中等症が41という形で、重症・中等症が増えております。また、自宅療養者数が2,512、入院等調整者数575と、これもまん延防止等重点措置の適用開始時から比べますとそれぞれ増えております。

最後に、3月3日時点の状況になります。入院者数の中で重症者が3、中等症が47という形で、2月21日（まん延防止等重点措置の延長開始時）とほぼ変わっていないという状況になっております。また、自宅療養者数、それから入院等調整者数につきましても、前回のまん延防止等重点措置の延長の時点からほぼ変わっていないという状況になります。

次のページをお開きください。1週間当たりの感染経路不明の割合です。黒いグラフが県全体、赤い折れ線グラフが弘前保健所管内ということになります。引き続き、弘前保健所管内では感染経路不明の割合が70パーセント前後と、全県より高い状況となっております。

私からの説明は以上です。

○坂本危機管理局次長

続いて、青森県対処方針の変更につきまして、統括調整部より説明いたします。

○橋本統括調整部長

それでは、資料4を御覧ください。青森県対処方針（令和4年3月4日変更）の内容となります。変更点ですが、まず、現在の状況ということで、アンダーラインを引いてところが変更された場所ですが、その二つ目の段落、県内の感染状況は、重点措置区域である弘前市を含め、新規感染症患者の発生が高い水準で継続し、病床使用率も50パーセント前後と下降傾向とは言い難い状況にあり、国から示された重点措置終了の考え方に基くと、重点措置を終了するとの判断に至らない状況にあります。詳細なデータは、先ほど感染状況の説明があったと思います。

こうしたことを踏まえ、3月4日に、国が重点措置を実施すべき期間を変更するのに合わせて、弘前市について重点措置期間を延長するとともに、県全域を対象とした特措法に基づく要請事項等についても徹底・継続していく必要があるということになります。

次の変更点は、6ページにあります特措法に基づく協力要請の内容ということで、まん延防止等重点措置だけではなく、県独自の対策として協力要請している内容も含めて、3月21日まで期間を延長するということになります。その内容については、期間を延長しているということ以外については、これまでと同じ内容となっておりますので、説明は省略いたします。

また、資料5は、県の独自の対策等についても併せて記載しているものです。

「イベント等の開催」の下の四角囲み部分ですが、県主催の不特定あるいは多数の県民が集まるイベント・行事等は原則として中止・延期を継続。ここから下の部分については、県独自の対策の部分ですので、これについてもタイトルのところにありますように、3月21日まで継続するということになります。以下、次のページには県有施設の取扱い、イベント・行事等の開催時における対策、県立学校における対策がついておりまして、いずれも実施期間は3月21日まで延ばすということになります。

それから、資料6、まん延防止等重点措置の適用に伴う要請内容です。

これも期間が再度延長になるということになりますが、めくっていただきますと1ページ目、期間が令和4年3月7日から3月21日まで再度延長になります。それ以外について、措置区域が弘前市であること等、変更される部分はありません。これまでと同様の内容となっております。

何枚かめくっていただきますと、2として「事業者向けの要請」というところがあります。内容は変わっていないのですが、飲食店等への要請についての対象期間も、3月7日の0時から3月21日の24時までということで再延長ということになります。要請内容については、これまでと同様の時間短縮営業の要請ということになります。

その次のページですが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止協力金の再延長分になります。弘前市を対象として、下記の対象となる施設を運営する事業者に対し、営業時間短縮等の要請について、全面的に応じていただいた場合に協力金を支給するというものです。

対象となる要件のうち、事業者についてはこれまでと変わっておりません。食品衛生法上の営業許可を受けている飲食店等を運営する事業者です。期間については、令和4年3月6日以前から開業しており、令和4年3月7日0時から令和4年3月21日24時までの期間、5時から20時までの時間短縮営業及び酒類の提供を行わないことに全面的に応じていただくこととなります。なお、準備期間を要する場合、※印の4つ目にありますが、遅くとも令和4年3月9日までには開始することとさせていただきます。この場合については、その日数分は協力金の金額が変わることになります。支給額の単価につきましては、前回延長分と内容に変更はございません。認証店の場合、酒類の提供を選択した場合の単価についても、これまでと変わらないという内容となっております。

以上が、対処方針の変更及び県の独自の対策について、いずれも期間を延長すること、そしてまん延防止の要請内容等についての説明です。

○坂本危機管理局次長

ここまでの説明につきまして質問等ございますでしょうか。

それでは、本部長から指示事項とメッセージをお願いいたします。

○三村本部長

まず、指示事項です。

ただいま関係部長から説明がありましたとおり、本県が要請したまん延防止等重点措置の期間延長について、本日、政府において3月21日までの延長が決定される見通しです。

そのため、本県では、引き続き弘前市をまん延防止等重点措置の実施区域とし、弘前市内

の飲食店等に対して営業時間の短縮要請等の措置を継続することとしています。

また、県内全域を対象として本県が独自に対策を強化している県有施設の休館や県立学校の部活動の原則禁止などの取組についても、3月21日まで延長いたします。

関係部にあつては、引き続き、市町村などと連携しながら、それぞれの対策を通じて、感染拡大防止に最大限取り組むとともに、厳しい事業環境に置かれている事業者の方々に対して、国が創設した事業復活支援金などの支援制度の活用も含め、資金繰りや事業継続の支援等をお願いします。

現在、県議会第309回定例会においては、感染症対策に関して多くの御意見や御質問をいただいているところですが、県の取組やその考え方等について丁寧に説明を尽くし、議員の皆様方や県民の皆様方の御理解をいただくようお願いします。

また、繰り返し申し上げていることですが、職員各位にあつては、改めて基本的な感染防止対策を徹底し、感染リスクが高い場所・場面はできるだけ避けるようにしてください。

以上、現下の厳しい局面を乗り越えるため、危機感を共有の上、県庁のチームワークをもって、しっかりと取り組むよう指示します。

続いて、県民の皆様方にお話をさせていただきます。

青森県では、オミクロン株対策として、1月20日から、感染防止対策全般について県独自の取組を強化するとともに、弘前市における突出した感染状況を早急に抑え込むため、同月27日から、弘前市に対してまん延防止等重点措置を実施してきました。

しかしながら、県内では、弘前市を含め、新規感染症患者の発生が、一時期より減少しているものの、依然として高い水準で推移し、明確な減少傾向に至っておりません。また、県全体の病床使用率は50パーセント前後となっており、下降傾向にあるとは言い難い状況です。

こうした状況について、2月18日の国の新型インフルエンザ等対策推進会議基本的対処方針分科会で示されたまん延防止等重点措置終了の考え方に基づき、国と事前に協議したところ、現時点において同措置を終了できる状況にないものと考えざるを得ず、国に期間の延長を要請したところです。

本日、政府において3月21日までの延長が決定される見通しであることから、本県では、引き続き弘前市をまん延防止等重点措置の実施区域とし、この間、弘前市内の飲食店等に対する営業時間の短縮要請等の措置を継続いたします。

また、弘前市以外の市町村を含め、県内全域を対象として本県が独自に対策を強化している内容についても、3月21日まで延長するものです。

対策期間の延長により、県民の皆様方、そして事業者の皆様方には、引き続き御不便、御負担をお掛けすることになりますが、皆様方お一人お一人のお力添えが必要不可欠です。

中でも、風邪症状があるのに出勤・登校したために、感染拡大した事例などが、依然として散見されています。

これまでも繰り返し申し上げてきましたが、オミクロン株に対しても重要なことは、基本的な感染防止対策の徹底であります。具体には、マスクの適切な着用、人との距離の確保、手洗いや手指消毒、こまめな換気、一つの「密」も作らないことなどですが、特に、休憩、食事等でやむを得ずマスクを外す際も細心の注意をしてください。そして、このこともこれまで何度もお話ししてきましたが、風邪症状、だるさ、喉・鼻の違和感があるときは、まずは職場の上司の方に相談していただくこと、そして、職場の上司の方は、出勤を控えるよう強く促すとともに、速やかに医療機関へ相談するよう勧めるなど、お互いが少しずつ御協力いただければ、施設や学校、保育園等にウイルスが入り込むことを抑えていくことができると考えています。今日は、このことを一番にお願いしたいと思っています。

また、就職や進学の前準備等で、都道府県をまたぐ移動も増える時期ですが、御自身や御家族等を守るために、場面に応じた対策をとり、感染リスクが高い場所・場面はできるだけ避け、一つの「密」も避けるようにしてください。そして、移動後も人との接触はできるだけ

控え、感染不安を感じる方は、先般、3月31日まで期間を延長いたしました無料の検査なども御活用ください。繰り返しになりますが、就職や進学の準備等の往来が増える時期になりますので、リスク回避について御協力いただきたいと思います。

「STOPオミクロン」

オミクロン株はとても感染スピードが速い上に、症状を感じさせにくいウイルスです。県民の皆様におかれましては、これまで、基本的な感染防止対策の徹底について、本当によく御協力いただいておりますが、それに加えて、風邪症状、だるさ、喉・鼻の違和感があるときは、まずは職場の上司の方に相談し、遠慮せずに休むということをお願いしたいと思っています。

感染症による影響が長引く中、県としては、今後とも、感染動向を注視し、感染拡大防止や、現在、各市町村において鋭意取り組んでいただいているワクチン接種の加速化、医療・療養体制の確保などの対策に最優先で取り組みます。そして、地域経済の回復に向け、既に市町村に対して30億円の補助金を措置しておりますが、感染拡大の収束を見据えながら、今議会に提案している新年度予算等を効果的に活用するとともに、今後とも状況に応じて必要となる対策については躊躇なく実行に移すなど、総力を挙げて対応していきたいと考えています。

県民の皆様方にはこれまでも御協力をいただいているわけですが、今回のオミクロン株についても、引き続き、力を合わせて、新型コロナウイルス感染症を乗り越えていきたいと考えておりますので、何卒御理解と御協力をお願い申し上げます。

○坂本危機管理局次長

以上をもちまして、本日の危機対策本部会議を終了いたします。ありがとうございました。